

○特許庁告示第一号
工業所有権に関する手続等の特別に関する法律
施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第十
九条の二(第二十三條の五及び第三十四條の四の
規定に基つき、特許庁長官が定める電子計算機
の技術的基準を次のように定め、平成十六年四月
二十八日から施行する。なお、平成十三年五月三
十一日特許庁告示第七号「工業所有権に関する手
続等の特別に関する法律施行令第二条第二項、第
七条及び第十六条第二項の規定に基つき、入出力装置
の技術的基準を定める件」は、平成十六年四月二
十七日限り、廃止する。
平成十六年四月二十三日

特許庁長官 今井 康夫

工業所有権に関する手続等の特別に関する法律
施行規則第10条の2、第23条の5及び
第34条の4の規定に基つき、電子計算機の技
術的基準
1. 電子計算機の技術的基準
電子情報処理組織を使用して手続をする際に
使用する電子計算機、以下の機能を備えたもの
でなければならない。
(1) 電文作成機能
特許庁長官が交付する電子計算機用ソフトウ
ェアを用いて、工業所有権に関する手続等
の特別に関する法律施行規則第10条に規定す
る特定手続について、特許法(昭和34年法律
第121号)実用新案法(昭和34年法律第123
号)意匠法(昭和34年法律第125号)商標法
(昭和34年法律第127号)特許協力条約に基
づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律
第30号)若しくは工業所有権に関する手続等
の特別に関する法律(平成2年法律第30号)
又はこれらの法律に基つき命令(以下「特許
等関係法令」という。)の規定において書面に
記載すべきこととされている事項を記録した
電文を作成する機能
(2) 通信機能
特許庁長官が交付する電子計算機用ソフトウ
ェアを用いて、申請人端末と特許庁の使用
に係る電子計算機との間で通信できる機能
(3) 電文出力機能
特許庁長官が交付する電子計算機用ソフトウ
ェアを用いて、工業所有権に関する手続等
の特別に関する法律施行規則第10条に規定す
る特定手続について、特許等関係法令の規定

において書面に記録することを許している
事項を記録した電文をフロッピーディスクにス
キャンする機能又は正誤電文を光ディスクにス
キャンする機能
○特許庁告示第二号
工業所有権に関する手続等の特別に関する法律
施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第
三十二條第一項の規定に基つき、工業所有権に關
する手続等の特別に関する法律(平成二年法律第
三十号)第八條第一項の規定により指定特定手続
以外の指定特定手続等として工業所有権に關する
手続等の特別に関する法律施行規則第三十四條の
二の規定により指定された手続のファイルへの記
録の方法を次のとおり定め、平成十六年四月二十
八日から施行する。
平成十六年四月二十三日
特許庁長官 今井 康夫

工業所有権に関する手続等の特別に関する法律
施行規則(以下「特例法施行規則」といふ。)第三
十四條の二各号に掲げる指定特定手続等のうち次
に掲げる手続に係る証明書、刊行物等その他の物
件のファイルへの記録は、手続の円滑な処理を行
うため長官が必要と認める部分に限り記録するこ
ととなる。
一 特例法施行規則第三十四條の二第八号に掲
げる物件の提出
二 特例法施行規則第三十四條の二第九号に掲
げる情報の提供
三 特例法施行規則第三十四條の二第十三号に
掲げる刊行物等の提出
四 特例法施行規則第三十四條の二第二十四号
に掲げる物件の提出
五 特例法施行規則第三十四條の二第二十八号
に掲げる国際出願に関する手続(優先権証明
書の提出、包括委任状の提出、包括委任状に
記載された代理人の解任又は辞任の届出及び
謄本又は証明の請求に限る。)
六 特例法施行規則第三十四條の二第二十九号
に掲げる上申に係る書類の提出
○特許庁告示第三号
特許協力条約に基つき国際出願等に関する法律
施行規則(昭和五十二年通商産業省令第三十四号)
第七十八條の三の規定に基つき、昭和六十年九月
二十一日特許庁告示第二号(特許庁以外の国際調
査機関に対する手数料の納付のための口座及び調

特許庁長官 今井 康夫

査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定め
る)の一部を次のように改正し、平成十六年六
月一日から施行する。
平成十六年四月二十三日
特許庁長官 今井 康夫
第一号中、「十九万六千五百円」を、「二十一萬三
千七百円」に改める。
○特許庁告示第四号
特許協力条約に基つき国際出願等に関する法律
施行規則(昭和五十二年通商産業省令第三十四号)
○国土交通省告示第四百八十九号
日本道路公団において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十二年法
律第七十九号)第七條第一項の規定に基つき、告示する。
その関係図面は、平成十六年四月二十三日から三十日間中国地方整備局において一般の縦覧に供す
る。
平成十六年四月二十三日
路 線 名 山陽自動車道吹田山口線
道路の区域
区 間
変更前 敷地の幅員 延 長
後別 前 (メートル) 後 (メートル)
防府市大字富海字堂願寺四七六番一七から同市大字富海字春
日野六一三番二まで
最大 一九七
最小 二四
最大 二二五
最小 三二
○国土交通省告示第四百九十号
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九
号)第七條第二項の規定に基つき、告示する。
その関係図面は、平成十六年四月二十三日から三十日間中国地方整備局において一般の縦覧に供す
る。
平成十六年四月二十三日
路 線 名 供 用 開 始 の 区 間
山陽自動車道 防府市大字富海字堂願寺四七六番一七から同市大字富海 平成十六年四月二十三日十
吹田山口線 字春日野六一三番二まで 四時
○環境省告示第三十号
自然公園法施行規則(昭和三十一年厚生省令第
四十一号)第十一條第三十二項の規定に基つき、
山陰海岸国立公園の特別地域における行為の許可
基準の特例(平成十二年十月環境庁告示第七十号)
の一部を次のように改正し、平成十六年四月二十
三日から適用する。
平成十六年四月二十三日
環境大臣 小池百合子
題名中「特別地域内」を「特別地域及び特別保
護地区内」に改める。
第一條第一項に次の一号を加える。
十一 鳥取砂丘地区 鳥取県鳥取市大字浜坂及
び若美郡福部村大字湯山の各一部

第八十條第一号二の規定に基つき、昭和五十三年
九月二十九日特許庁告示第二号(国際事務局の口
座及び本邦通貨の金額を定める件)の一部を次の
ように改正し、平成十六年四月二十八日から施行
する。
平成十六年四月二十三日
特許庁長官 今井 康夫
第二号に次を加える。
5 三百スイス・フラン 二万四千九百円
○国土交通省告示第四百九十号
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九
号)第七條第二項の規定に基つき、告示する。
その関係図面は、平成十六年四月二十三日から三十日間中国地方整備局において一般の縦覧に供す
る。
平成十六年四月二十三日
路 線 名 供 用 開 始 の 区 間
山陽自動車道 防府市大字富海字堂願寺四七六番一七から同市大字富海 平成十六年四月二十三日十
吹田山口線 字春日野六一三番二まで 四時
○環境省告示第三十号
自然公園法施行規則(昭和三十一年厚生省令第
四十一号)第十一條第三十二項の規定に基つき、
山陰海岸国立公園の特別地域における行為の許可
基準の特例(平成十二年十月環境庁告示第七十号)
の一部を次のように改正し、平成十六年四月二十
三日から適用する。
平成十六年四月二十三日
環境大臣 小池百合子
題名中「特別地域内」を「特別地域及び特別保
護地区内」に改める。
第一條第一項に次の一号を加える。
十一 鳥取砂丘地区 鳥取県鳥取市大字浜坂及
び若美郡福部村大字湯山の各一部